

税務キャッチ・アップ

相続税関係

代償分割が行われた場合の留意点

1 はじめに

遺産の代償分割が行われた場合に、代償債務の額が代償分割の対象となった財産の代償分割時の時価を基に決定されている場合には相続税の課税価格の計算に留意する必要がある。

2 代償分割の課税価格の計算

通常、代償分割の方法により相続財産の分割が行われた場合の課税価格の計算は次のとおりである（相基通11の2-9）。

① 代償財産を交付した者…相続又は遺贈により取得した現物の財産の価額から交付した代償財産の価額を控除した金額

② 代償財産の交付を受けた者…相続又は遺贈により取得した現物の財産の価額と交付を受けた代償財産の価額の合計額

代償財産は金銭となることが多く、例えば代償金を2,000万円交付した場合、交付した者は2,000万円を控除し、交付を受けた者は2,000万円を加算する。なお、この場合の代償財産の価額は、代償分割の対象となった財産を現物で取得した者が他の共同相続人などに対して負担した債務の額の相続開始の時における金額になる（相基通11の2-10）。

3 代償債務の額を代償分割対象財産の時価を基に決定した場合

次の場合には代償財産の額はそれぞれ次のとおりとなる（相

基通11の2-10ただし書き）。

① 代償分割の対象となった財産が特定され、かつ、代償債務の額がその財産の代償分割時における通常の取引価額を基として決定されている場合には、その代償債務の額に、代償分割の対象となった財産の相続開始の時における相続税評価額が代償分割の対象となった財産の代償分割時の時価に占める割合を乗じて求めた価額となる。

$$A \times C / B$$

A…代償債務の額

B…代償債務の額の決定の基となった代償分割の対象となった財産の代償分割時における価額

C…代償分割の対象となった財産の相続開始の時に相続税評価額

② 共同相続人及び包括受遺者の全員の協議に基づいて、①で説明した方法に準じた方法又は他の合理的と認められる方法により代償財産の額を計算して申告する場合には、その申告した額によることが認められる。

例えば、相続人甲が土地（時価3,000万円、相続税評価額2,000万円）を相続により取得し、相続人乙に代償金1,500万円（相続財産である土地の代償分割時の時価3,000万円を基に1/2相当額で決定した額）を支払った場合に、代償金1,500万円で課税価格の計算してしまうと次のようになる。

相続人甲：課税価格500万円
=2,000万円（相続税評価額）
-1,500万円（代償金）

相続人乙：課税価格1,500万円
=1,500万円（代償金）

甲と乙は代償分割の際に1/2相当額を前提に分割しているにもかかわらず、相続税の課税価格の計算上は500万円と1,500万円となり大きく乖離する。

そこで、これを調整するために課税価格の計算上の代償財産の価額は次のとおり計算する。

$$1,500万円（代償金） \times 2,000万円（相続税評価額） / 3,000万円（時価） = 1,000万円$$

この場合の課税価格は次のとおり甲及び乙ともに1/2相当額となる。

相続人甲：課税価格1,000万円
=2,000万円（相続税評価額）
-1,000万円（代償財産の額）

相続人乙：課税価格1,000万円
=1,000万円（代償財産の額）

4 おわりに

民法の改正では遺留分の金銭債権化（民法1046）や遺留分を算定するための財産の価額は被相続人が相続開始時に有した財産の価額である（民法1043）という実質を明確化した。代償金の計算は、被相続人の財産の価額に基づき交付する金銭の額を算定する点では遺留分の算定と同様であるが今後、この民法改正が代償金の算定実務において影響する可能性があると考えられる。

（右山研究グループ）
税理士 富永 典寿